

昭和 12 年学会 趣意書

会長 宮脇 淳子



この度、「昭和 12 年学会」を有志によって立ち上げる運びとなった。本会は、昭和 12 年（1937 年）に、我が国と世界で起きた歴史事象の研究、並びにその研究者相互の協力促進を目的とする。

昭和 12 年は、日本にとって運命の年であった。支那事変（戦後は日中戦争とも呼ぶ）がこの年に始まる。盧溝橋事件、通州事件、上海事変、正定事件、南京事件はすべてこの年に起きたものである。

大東亜戦争（戦後、太平洋戦争と言い換えられ、最近ではアジア・太平洋戦争という造語もある）に日本が負けたあと、「戦後歴史学」の通説は、戦前の日本が、善良な国民ばかりの中国を侵略した悪逆非道な国家だったと規定するかのよう傾向がある。いまだに多くの日本人が、日本は侵略国家だったと思っているようだが、それは果たして学術的検証の結果であろうか。この点を解明するためにも、「昭和 12 年」は重要な研究対象である。

本学会は、日本史と世界史という縦割りの区分を取り払うだけでなく、既成のさまざまな学問、たとえば歴史学、政治学、法学、経済学、軍事学、社会学、心理学、哲学などの専門分野の枠組みを超えて、昭和 12 年に起こった諸事件について、真実を追究することを目標とする。

本学会は、専門分野の異なる学者たちが、イデオロギーにとらわれない公平・公正な研究により、切磋琢磨して公論をつくっていくことを、全力で応援するものである。

関係者の皆様へのご報告

平成30年5月29日

宮脇 淳子

倉山 満

藤岡 信勝

「昭和12年学会」の創立について

昨日、平成30年5月28日、宮脇淳子、倉山満、藤岡信勝の3名で会合を持ち、藤原書店社長・藤原良雄氏同席のもと、「昭和12年学会」を創立いたしました。会長に宮脇、事務局長に倉山、大会準備委員長に藤岡が就任しました。当面、この3人で理事会を構成します。

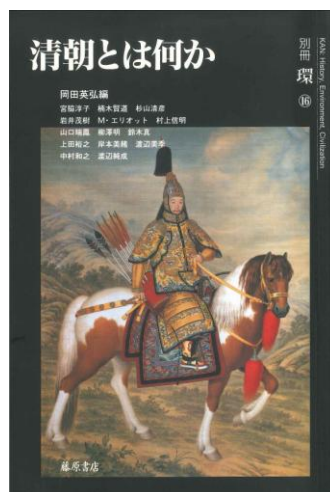
この場で、趣意書と会則を定め、倉山事務局長のもと事務局を構成することとしました。平成30年11月11日に、第一回の研究発表大会を開催します。発表者はすでに10人程度の方々に打診しております。

学会の研究成果は、藤原書店発行の『別冊・環』の特集号で発表することといたします。また、同社からは、上記3名の鼎談形式の書籍『「昭和12年学会」とは何か』（仮題）を9月中に刊行する予定です。

学会が創立されましたので、今後は宮脇会長名でアピールや各種のご案内を差し上げます。「宮脇会長」は、11月11日の研究発表大会時に開催される「会員総会」（会則第9条）で改めて選任していただきます。記者会見などの対外的な告知は、適切な時期を選んで別途行ないませんが、近しい関係者の皆様に取りあえずのご報告としてお知らせするものです。

この間、上記3名が個人的な接触の範囲でご相談申し上げたり、講演会などの場でお伝えしたケースなどでも、参加希望の申し出、学者・研究者の推薦、支援グループの結成など、非常に積極的な反響をいただいております。

本件についてのご意見やお問い合わせは、上記3名の誰にでもお伝え下さい。



『別冊環』（藤原書店刊）

昭和 12 年学会 第1回研究発表大会+会員総会のご案内

日 時 平成 30 年 11 月 11 日(日)

受付開始 12 時 30 分

開 会 13 時 00 分

創立総会 13 時 00 分～13 時 30 分

会長講演 13 時 30 分～13 時 50 分

研究発表 14 時 00 分～18 時 00 分

*発表者約 10 名、発表時間 1 人当たり 20 分。

3セッションに分け、セッションごとに指定コメンテーターを置きます。

**なお発表者は後日、学会主催で 1 人 90 分程度の講演を行ないます。

懇親会 18 時 30 分～20 時 00 分

会 場 ベルサール神田 Room2+3

〒101-0053

東京都千代田区神田美土代町 7 住友不動産神田ビル 3F

最寄り駅より

「小川町駅」B6 出口徒歩 2 分(新宿線)

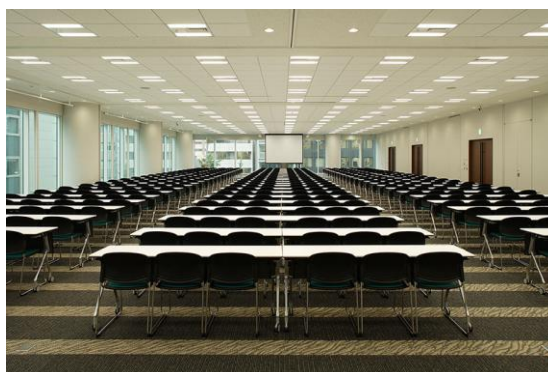
「新御茶ノ水駅」B6 出口徒歩 2 分(千代田線)

「淡路町駅」A6 出口徒歩 3 分(丸ノ内線)

「神田駅」北口徒歩 7 分(JR 線)

「神田駅」4 番出口徒歩 7 分(銀座線)

「大手町駅」C1 出口徒歩 8 分(半蔵門線, 丸ノ内線, 東西線, 三田線, 千代田線)



参加は事前申込制とします。申込み受付開始時期と参加費は近くお知らせします。

昭和12年学会 会則

第1条 (本会の名称)

本会は、「昭和12年学会」と称する。

第2条 (本会の目的)

本会は、昭和12年(1937年)に我が国と世界で起きた歴史事象の研究並びにその研究者相互の協力促進を目的とする。

第3条 (本会の事業)

本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

大会の開催

学術成果の紙媒体での発表

前2号のほか理事会が適当と認めた事業

第4条 (会員)

(1) 本会の会員になろうとする者は、本会の目的に賛同する者であり、かつ、会員1名以上の推薦に基づき、理事会の承認を得なければならない。

(2) 本会の会員になろうとする者は、本会所定の入会申込書に必要事項を記載の上、理事会に提出しなければならない。

第5条 (年会費)

会員は、以下の金額の年会費を納めなければならない。

年会費は、5000円とする。

学生の年会費は、3000円とする。

賛助会員の年会費は、一口50000円とする。

第6条 (会員の資格喪失)

会費を2年間滞納した者は、退会したものとみなす。

第7条 (理事会)

(1) 本会に理事会を置き、次の役員でこれを構成する。

会長

事務局長

理事若干名

大会準備委員長

(2) 理事会は、会長が適宜これを招集する。

(3) 会長、事務局長、大会準備委員長は、理事より任命する。

第8条 (理事の職務)

(1) 理事は本会の運営を司る。

(2) 各理事の職務については、下記の通りとする。

①会長は、本会を代表し、会務を統括する。

②事務局長は、本会の事務を処理する。

③大会準備委員長は、大会の開催を司る。

第9条 (役員を選出及び解任)

(1) 理事会は、互選により会長の候補者を会員総会に推挙する。会員総会は、出席した会員の過半数の賛成により、会長を選任する。

(2) 会長は、理事、事務局長、大会準備委員長の候補者を会員総会に推挙する。会員総会は、出席した会員の過半数の賛成により、これらの役員を選任する。

(3) 会員総会は、その3分の2の決議により役員を解任できる。

第10条 (役員任期)

(1) 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 役員が辞任し、前任者の任期途中で新たに役員に就任した者については、前任者の残存期間を任期とする。

第11条 (会員総会)

(1) 本会の通常会員総会は、原則として、年1回開催する。臨時会員総会は、必要がある場合に会長が招集する。

(2) 会員総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、会長が決する。

(3) 会員は、1個の議決権を有する。

第12条 (論文審査委員会)

事務局に論文審査委員会を置く。論文審査委員は、会員の中から会長がこれを委嘱し、掲載論文の審査を行う。

第13条 (編集委員会)

事務局に編集委員会を置く。編集委員は、会員の中から会長がこれを委嘱し、学術雑誌若しくは代わる紙媒体の編集及び発行を行う。

第14条 (事務局の所在地)

本会の事務局は、東京都文京区水道二一六一三2階に置く。

第15条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、10月31日に終わる。

第16条 (会則の改正)

本会則の改正は、会員総会の議決を経て、これを行う。

附則 この会則の施行日を、本会の設立年月日とする。